

# 村営住宅補充入居者募集要綱

## 村営住宅喜瀬武原団地募集

募集内容：補充入居者の募集

募集期間：平成29年 6月 9日（金）から  
平成29年 6月20日（火）午後5時まで

申込先：建設課管理係 TEL966-1203

## 1 申込方法

申込み用紙に必要事項を記入し、次の提出書類一覧の内、該当する書類を添付して恩納村役場建設課管理係に申し込んでください。

### 提出書類 \*提出前に各項目のチェックをお願いします。

No.	添付書類	備考
<input type="checkbox"/> 1	村営住宅入居申込書 <u>※両面コピーで提出</u> 申込確認用紙 連帯保証人調書	<b>※建設課様式</b>
<input type="checkbox"/> 2	平成 29 年度 所得課税証明書 (扶養表示あり)	○所得証明書は、入居予定者全員分を提出してください (収入が無い場合も提出) *H29.1.1 住所地の市町村にて発行
<input type="checkbox"/> 3	住民票謄本 (本籍・続柄あり)	各市町村担当課
<input type="checkbox"/> 4	納税証明書 (村民税・固定資産税・軽自動車税等)	20歳以上の方は提出して下さい。 H28 年度以前未納がなく・滞納処分なしの証明
<input type="checkbox"/> 5	国民健康保険支払証明書	過去 3 年分 (H26 年度・27 年度・28 年度) ※ 社会保険の場合は不要
<input type="checkbox"/> 6	水道料金支払証明書	完納を証明する書類 ※ 支払い義務が無い場合は不要
<input type="checkbox"/> 7	連帯保証人調書 及び 保証人の所得証明書	①県内在住者 <b>2名</b> ②入居予定者と同程度以上の収入を有する者
<input type="checkbox"/>	母子、心身障害者、生活保護、老人世帯等の証明書	福祉事務所・各市町村が発行する証明書の写しを提出してください。
<input type="checkbox"/>	立ち退き要求を証明する書類 (写し)	正当な理由により立ち退きを要求されている方に限ります。
<input type="checkbox"/>	別居扶養証明書	別居扶養がある場合に提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	婚約証明書	建設課様式 ※ 両人の住民票抄本を提出してください。

## 2 申込制限

入居申込は、1世帯につき1通とします。

## 3 入居者の資格（主な条件）

- (1) 県内に住所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻に届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む）があること。
- (3) 月収が政令で定める基準額の範囲内であること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しない者、かつ、同居親族又は同居しようとする親族が暴力団員に該当しない者であること。

## 4 補充入居者の登録から入居まで

- (1) 今回の応募者の内から書類審査、実態調査の後、希望者による公開抽選を行い、入居を決定する。
- (2) 選考結果につきましては、文書により通知する。

※ 審査委員会等により住宅困窮度が著しく高いと判断した者を優先入居とする場合もあります。

## 5 申込書の書き方（申込書内にある ※ 印は記入しないで下さい。）

- (1) 勤務先：所属は、〇〇課〇〇係まで、電話番号も記入して下さい。
- (2) 家賃：村営住宅に入居しようとする者の氏名、続柄、年齢、職業を明確に記入して下さい。  
なお、入居する家族が無職の場合は勤務先欄に無職、学生は学年を記入して下さい。
- (3) 年収額：所得証明書（源泉徴収票）の年収額を記入して下さい。
- (4) 住宅困窮度の状況：該当箇所の数字を○で囲み、右欄には所要事項を記入して下さい。
- (5) その他：裏面の現住所見取り図及び居住している住宅の平面図も記入して下さい。

## 6 注 意 事 項

- (1) 敷金は、家賃の3ヶ月分を入居手続きの時に納入して下さい。
- (2) 入居者は、毎年度建設課へ収入の申告をしていただきます。
- (3) 入居してから3年経過した後に収入が基準を超えたときは、明け渡しの義務が生じます。明け渡しの義務が生じた後、やむを得ない事情により直ちに退去できない場合は、家賃のほかに割増賃料が加わります。
- (4) 村営住宅では、犬、猫、鳩、鶏などの動物は飼えません。
- (5) 次の各項目に掲げる費用は、入居者の負担義務があります。
  - ① 電 気 料 金 : 屋内の電気料金
  - ② 水 道 料 金 : 屋内の水道料金
  - ③ 共 同 施 設 費 : 共用灯の電気料 (共同使用料)
  - ④ 運 転、保 全 の 経 費 : 各施設の運転及び保全の委託料金 (共同使用料)
  - ⑤ 修 理 費 : 施設を破損したとき
- (6) 駐車場は各世帯1台とする。

## 7 今回募集する村営住宅

恩納村営住宅 喜瀬武原団地